



熊本県公報

号外 第24号
令和7年(2025年)
5月30日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県本人確認情報等の開示等に関する規則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 1
- 熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則…………… (水産振興課) 11

規 則

熊本県本人確認情報等の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年5月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第25号

熊本県本人確認情報等の開示等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県本人確認情報等の開示等に関する規則(平成14年熊本県規則第75号)の一部を次のように改正する。

第10条中「この規則(第1条、第2条及び別記第1号様式を除く。)」を「第3条から前条まで及び次条」に改め、「及び様式」を削り、同条の表第3条の項中欄中「本人確認情報開示請求書」の次に「(別記第2号様式)」を加え、同項右欄中「附票本人確認情報開示請求書」の次に「(別記第8号様式)」を加え、同表第6条第1項の項中欄中「本人確認情報確認書」の次に「(別記第3号様式)」を、「本人確認情報不存在通知書」の次に「(別記第4号様式)」を加え、同項右欄中「附票本人確認情報確認書」の次に「(別記第9号様式)」を、「附票本人確認情報不存在通知書」の次に「(別記第10号様式)」を加え、同表第7条の項中欄中「本人確認情報開示期限延長通知書」の次に「(別記第5号様式)」を加え、同項右欄中「附票本人確認情報開示期限延長通知書」の次に「(別記第11号様式)」を加え、同表第8条第1項の項中欄中「本人確認情報訂正(追加・削除)申出書」の次に「(別記第6号様式)」を加え、同項右欄中「附票本人確認情報訂正(追加・削除)申出書」の次に「(別記第12号様式)」を加え、同表第9条第1項の項中欄中「本人確認情報の訂正等の申出に係る調査結果通知書」の次に「(別記第7号様式)」を加え、同項右欄中「附票本人確認情報の訂正等の申出に係る調査結果通知書」の次に「(別記第13号様式)」を加え、同表別記第2号様式の項から別記第7号様式の項までを削る。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第3条関係)

本人確認情報開示請求書

熊 本 県
収 入 証 紙
貼 付 欄

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 住所 郵便番号 _____

氏名

連絡先 電話番号() —

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示を請求します。

開示請求に係る本人確認情報 の内容 ※「性別」、「生年月日」 及び「住民票コード」欄 には、「性別」及び「生 年月日」又は「住民票 コード」のいずれかを記 入してください。	ふりがな	
	氏名	
	住所	
	性別	
	生年月日	
	住民票コード	
開示される書面の受取方法 【希望する方法の番号を○ で囲んでください。】	1 来庁 2 郵送(希望する郵送の形式を○で囲んでください。) ① 普通 ② 書留 ③ 簡易書留 ④ その他() ※ 郵送を希望される場合、郵送料に相当する切手を添付して ください。	

＜法定代理人記入欄＞法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 [該当するものの番号を○ で囲んでください。]	1 未成年者 2 成年被後見人
本人の連絡先	電話番号 () —

(注) 1 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを確認するために必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証等)の提示(郵送で請求をする場合は、それらの書類の写しの提出)が必要です。

2 法定代理人が請求する場合は、1の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本、住民票の写し(続柄が記載されたもの)等)の提出が必要です。

3 開示には、10円の手数料が必要ですので、収入証紙をこの請求書に貼付してください。

＜職員記入欄＞次の欄は、記入しないでください。

[illegible]

別記第3号様式(第6条関係)

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		個人番号	
生年月日		性別	
氏名の振り仮名			
氏名			
旧氏の振り仮名			
旧氏			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

住民票コード		個人番号	
生年月日		性別	
氏名の振り仮名			
氏名			
旧氏の振り仮名			
旧氏			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

住民票コード		個人番号	
生年月日		性別	
氏名の振り仮名			
氏名			
旧氏の振り仮名			
旧氏			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

年 月 日

熊本県知事

印

別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第8条関係)

本人確認情報訂正(追加・削除)申出書

年 月 日

熊本市知事 様

申出者 住所 郵便番号 ー

氏名

連絡先 電話番号() ー

住民基本台帳法第30条の35の規定により、開示に係る本人確認情報について、次のとおりその内容の全部(一部)の訂正(追加・削除)を申し出ます。

訂正等の申出に係る本人確認情報の内容	ふりがな	
※1 本人確認情報の正しい内容を記入してください。 2 「性別」、「生年月日」及び「住民票コード」欄には、「性別」及び「生年月日」又は「住民票コード」のいずれかを記入してください。	氏名	
	住所	
	性別	
	生年月日	
	住民票コード	
訂正等の申出の内容		
開示を受けた年月日		

＜法定代理人記入欄＞法定代理人が本人に代わって申出をする場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を○で 囲んでください。〕	1 未成年者 2 成年被後見人
本人の連絡先	電話番号 () —

(注) 1 「訂正等の申出の内容」欄は、訂正等を申し出る箇所及び訂正等の内容を具体的に記入してください。

2 申出の際は、本人確認情報確認書又は本人確認情報不存在通知書の提出が必要です。

3 申出の際は、申出をする者が本人又は法定代理人自身であることを確認するために必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証等)の提示(郵送で申出をする場合は、それらの書類の写しの提出)が必要です。

4 法定代理人が申出をする場合は、3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本、住民票の写し(続柄が記載されたもの)等)の提出が必要です。

5 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

＜職員記入欄＞次の欄は、記入しないでください。

[illegible]

別記第7号様式の次に次の6様式を加える。

別記第8号様式(第10条関係)

熊本県
収入証紙
貼付欄

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 住所 郵便番号 ー
氏名
連絡先 電話番号() ー

住民基本台帳法第30条の44の13において準用する同法第30条の32第1項の規定により、次のとおり自己に係る附票本人確認情報の開示を請求します。

開示請求に係る附票本人確認情報の内容	ふりがな	
	氏名	
	住所	
	性別	
	生年月日	
	住民票コード	
開示される書面の受取方法 〔希望する方法の番号を○で囲んでください。〕	1 来庁 2 郵送(希望する郵送の形式を○で囲んでください。) ① 普通 ② 書留 ③ 簡易書留 ④ その他() ※ 郵送を希望される場合、郵送料に相当する切手を添付してください。	

＜法定代理人記入欄＞法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を○で囲んでください。〕	1 未成年者 2 成年被後見人
本人の連絡先	電話番号 () ー

(注) 1 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを確認するために必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証等)の提示(郵送で請求をする場合は、それらの書類の写しの提出)が必要です。
2 法定代理人が請求する場合は、1の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本、住民票の写し(続柄が記載されたもの)等)の提出が必要です。
3 開示には、10円の手数料が必要ですので、収入証紙をこの請求書に貼付してください。

＜職員記入欄＞次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 2 被保険者証 3 その他()
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 住民票の写し(続柄が記載されたもの) 3 成年被後見人であることを証する登記事項証明書 4 その他
備考	受付年月日 年 月 日

別記第9号様式(第10条関係)

附 票 本 人 確 認 情 報 確 認 書

あなたの附票本人確認情報は、以下のように記録されています。
最新

住民票コード			
生年月日		性別	
氏名の振り仮名			
氏名			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

住民票コード			
生年月日		性別	
氏名の振り仮名			
氏名			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

住民票コード			
生年月日		性別	
氏名の振り仮名			
氏名			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

年 月 日

熊本県知事 印

別記第10号様式(第10条関係)

附票本人確認情報不存在通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで開示請求のありました附票本人確認情報については、熊本県知事の磁気ディスクには記録されていませんでしたので、住民基本台帳法第30条の44の13において準用する同法第30条の32第2項の規定により、自己に係る附票本人確認情報が存在しない旨をお知らせします。

担当課等

別記第 1 1 号様式(第 1 0 条関係)

附票本人確認情報開示期限延長通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで請求のありました附票本人確認情報の開示については、住民基本台帳法第 3 0 条の 4 4 の 1 3 において準用する同法第 3 0 条の 3 3 第 2 項の規定により、次のとおり開示の期限を延長しましたので、通知します。

住民基本台帳法第 3 0 条の 4 4 の 1 3 において準用する同法第 3 0 条の 3 3 第 1 項の規定による開示の期限	
開示の期間内に開示をすることができない理由	
延長後の開示の期限	
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

別記第12号様式(第10条関係)

附票本人確認情報訂正(追加・削除)申出書

年 月 日

熊本県知事 様

申出者 住所 郵便番号 ー

氏名

連絡先 電話番号() ー

住民基本台帳法第30条の44の13において準用する同法第30条の35の規定により、開示に係る附票本人確認情報について、次のとおりその内容の全部(一部)の訂正(追加・削除)を申し出ます。

訂正等の申出に係る附票本人確認情報の内容	ふりがな	
	氏名	
	住所	
	性別	
	生年月日	
※1 附票本人確認情報の正しい内容を記入してください。	生年月日	
	住民票コード	
2 「性別」、「生年月日」及び「住民票コード」欄には、「性別」及び「生年月日」又は「住民票コード」のいずれかを記入してください。		
訂正等の申出の内容		
開示を受けた年月日		

＜法定代理人記入欄＞法定代理人が本人に代わって申出をする場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を○で 囲んでください。〕	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の連絡先	電話番号 () ー	

(注) 1 「訂正等の申出の内容」欄は、訂正等を申し出る箇所及び訂正等の内容を具体的に記入してください。
2 申出の際は、附票本人確認情報確認書又は附票本人確認情報不存在通知書の提出が必要です。
3 申出の際は、申出をする者が本人又は法定代理人自身であることを確認するために必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証等)の提示(郵送で申出をする場合は、それらの書類の写しの提出)が必要です。
4 法定代理人が申出をする場合は、3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本、住民票の写し(続柄が記載されたもの)等)の提出が必要です。
5 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

＜職員記入欄＞次の欄は、記入しないでください。

申出者確認欄	1 運転免許証 2 被保険者証 3 その他()
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 住民票の写し(続柄が記載されたもの) 3 成年被後見人であることを証する登記事項証明書 4 その他
開示を受けたことの確認欄	1 附票本人確認情報確認書 2 附票本人確認情報不存在通知書
備考	受付年月日 年 月 日

別記第13号様式(第10条関係)

附票本人確認情報の訂正等の申出に係る調査結果通知書	
第 年 月 日 号	
様	
熊本県知事 印	
年 月 日付けで申出のありました開示に係る附票本人確認情報の訂正等について、住民基本台帳法第30条の44の13において準用する同法第30条35の規定により、次のとおり調査結果を通知します。	
附票本人確認情報の開示をした年月日	
訂正等の申出に係る調査の内容	
調査結果	
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県本人確認情報等の開示等に関する規則の規定により提出されている請求書その他の書類については、改正後の熊本県本人確認情報等の開示等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定により提出された請求書その

他の書類とみなす。

- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から起算して1年以内に限り、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の32第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による開示の請求又は法第30条の35（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による訂正、追加若しくは削除の申出を、住民票（法第30条の32第1項又は第30条の35の規定を法第30条の44の13において準用する場合にあっては、戸籍の附票）に氏名の振り仮名（法第7条第1号の2に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）の記載がされていない者が行う場合にあっては、新規別記第2号様式、別記第6号様式、別記第8号様式又は別記第12号様式に氏名の振り仮名を記載することを要しない。

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第26号

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則

熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第53条第8項中「第7項」を「第6項」に改める。

第57条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第65条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第66条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第65条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。